

1 障害者虐待防止法について

正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称 障害者虐待防止法）

施行日：平成24年10月1日

目的：障がい者の自立及び社会参加のため、以下のことを目的としています。

- 障がい者虐待の防止をすること
- 養護者に対する支援等に関する施策を促進すること
- 障がい者の権利利益の擁護に資すること

概要：障がい者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、その他の障がい者虐待の防止等に関する国の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等

2 障がい者虐待の定義

(1) 養護者による障がい者虐待

養護者とは、身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等です。同居をしていないとしても、実際に身辺の世話をしている家族や知人等も該当する場合があります。

(2) 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設従事者等とは、障害者総合支援法等に規定する「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者です。

なお、勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障がい者に対して行ったものも、虐待となります。

(3) 使用者による障がい者虐待

使用者とは、「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のための行為をする者」です。

◆障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者) ※1	福祉施設等					企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障がい福 祉サービ ス事業 所、障が い者支援 施設等	相談支援 事業所 (特定・ 一般)	高齢者 施設	障がい児 通所支援 事業所	障がい児 入所 施設等 ※3			障がい児 相談支援 事業所
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援(府・ 政令市) ※2	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (府・市町 村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (府・市町 村)	—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使 (府・市 町村)	児童福祉 法 ・適切な権 限行使 (府・政 令市) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使 (市町村)	障害者 虐待防 止法 ・間接的 防止 措置 (施設 長・管理 者)	
18歳以上 65歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			—	【放課後等デイ は20歳まで】	【20歳まで】	障害者 虐待防 止法 ・適切な 権限行 使(大阪 労働局)		
65歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			【特定疾病 40歳以上】	—	—			
			高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (府・市町 村)	—	—				

- ※1 被虐待者が配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなります。
- ※2 養護者への支援は 被虐待者が 18 歳未満の場合でも障害者虐待防止法を適用します。併せて児童虐待防止法による指導の対象ともなります。
- ※3 小規模住居型児童養育事業、里親（同居人含む）、乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設（福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設）、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になります。

【参考】障がい者虐待の区分と事例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷や痣、痛みを与える行為、身体を拘束する行為等。</p> <p>(例) 平手打ち・殴る・蹴る・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけどや痣のできる暴行・車酔やベッドに縛り付ける・向精神薬を過剰投与し身体の動きを抑制する・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する等</p>
性的虐待	<p>わいせつな行為をすること又はわいせつな行為を強要させること。</p> <p>※ 障がい者が表面上同意しているように見えても、本心からの同意かどうか慎重な判断が必要</p> <p>(例) 性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・裸の写真を撮る・わいせつな言葉や会話・わいせつな映像を見せる等</p>
心理的虐待	<p>脅し、侮辱的・暴力的な言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>(例) 「馬鹿」「あほ」などの侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・罵る・子ども扱いする・意図的に無視する・仲間はずれにする・人格を貶めるような扱いをする・罰として「食事を抜く」「作業にいかせない」と脅す等</p>
放棄・放置 (ネグレクト)	<p>衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待の放置等養護すべき義務を怠ること。</p> <p>(例) 食事や水分を十分に与えない・あまり入浴させない・汚れた服を着させる・排せつの介助をしない・つめや髪の毛が伸び放題・病院、学校に行かせない・福祉サービスを受けさせない・養護者以外の同居人や、施設の他の利用者、他の労働者による身体的・性的・心理的虐待の放置等（見て見ぬふりをする）等</p>
経済的虐待	<p>本人の同意なしに、又は騙すなどして財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>(例) 年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない等</p>

3 障がい者虐待の対応状況

(1) 大阪府内及び全国の障がい者虐待の対応状況（令和3年4月～令和4年3月）

	養護者による障がい者虐待		障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待		使用者による障がい者虐待 (労働局の対応)	
	大阪府	全国	大阪府	全国	大阪府	全国
相談・通報・届出件数	1,454 件	7337 件	331 件	3208 件	124 事業所	1230 事業所
虐待と判断した（または受けたと思われた）件数	176 件	1994 件	60 件	699 件	29 事業所	392 事業所
被虐待者数	178 人	2004 人	70 人	956 人	29 人	502 人

(2) 高槻市の対応状況

		通報・相談件数	虐待と認定した件数
養護者による虐待	R 4年度	49 件	21 件
	R 3年度	81 件	10 件
施設従事者等による虐待	R 4年度	15 件	2 件
	R 3年度	16 件	4 件
使用者による虐待	R 4年度	2 件	0 件
	R 3年度	4 件	0 件

(再掲) R4年度 障がい者福祉施設従事者等による虐待の詳細

	サービス種別	虐待類型
1	生活介護	身体的虐待
2	生活介護	身体的虐待・心理的虐待

4 身体拘束の禁止について

(1) 基本的な考え方

障害者虐待防止法：「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待であると明記。

障害者総合支援に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準：

「緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない」とある。

※ 緊急やむを得ない場合とは・・・

支援の工夫を十分に行ったうえで、それでも対応が難しいような場合、また、一時的なものに限られます。

【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

切迫性：本人や他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる場合であること

非代替性：本人が大暴れした場合など、行動を制限するのに他に方法がないこと

一時性：身体拘束を行う場合、常時ではなく、一時的であること

(2) 身体拘束を行う場合の手順

① 組織として身体拘束を行うかを事前に検討、決定

個別支援会議などにおいて検討を行うこと。決して個人やその場の判断では行わない。

② 個別支援計画に記載

身体拘束をやむを得ず行う場合、事前にその様態(ようたい)や時間、理由を個別支援計画に記載する。身体拘束を解消できる方針を常に検討し、その方針も計画に反映させる。

③ 本人・家族への説明

本人やその家族に十分に説明を行い、了解を得る。

④ 記録の作成

実際に身体拘束を行った場合は、その様態や時間、本人の心身の状況、やむを得ない理由など、必要な事項を必ず記録する。

5 施設等における虐待防止の取組み

(1) 障がい者福祉施設等の設置者の責務

虐待防止研修の実施、サービスを利用する障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制整備、その他の虐待の防止のための措置を講ずること。

(2) 管理職・職員の研修、資質向上

障がい者の人権の尊重や虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要不可欠。

施設内で定期的に虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施する、または施設内外に問わず各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質向上に努めること。

(3) 個別支援の推進

個別的な支援を実践することが虐待という重大な人権侵害事案の防止となるため、個々の利用者への

総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載した個別計画を作成すること。

(4) 開かれた施設運営の推進

ボランティアや実習生の積極的な受け入れ、他施設職員との交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家に教示を受ける機会を設ける、サービス評価の第三者評価を受ける等、外部の目や援助を受ける機会を増やすよう努める。

(5) 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法第15条では、利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することにより虐待の防止等の措置を講ずる規定があり、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情処理のための取組を効果的なものにする。

施設等での虐待を防止するためには、障がい者の人権の尊重や虐待の問題について、実際に支援を行う職員だけでなく管理者も含めた事業所・法人全体での取り組みが必要です。

6 研修に関する資料

事業所内の研修等にご活用ください

- ・ 内閣府ホームページ

「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の事例集」令和4年3月

「【別冊】職場内虐待防止研修用冊子」

- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ

「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」令和4年1月

7 障がい者虐待の相談・通報先

通報や相談については、福祉相談支援課内の障がい者虐待防止センターが窓口になっております。

職員が虐待を発見したときにも通報の義務があります。何かありましたら下記連絡先にご相談ください。

障がい者虐待防止センター(福祉相談支援課内 基幹相談支援センター)

TEL:072-674-7171

FAX:072-674-5135